



区政に関する皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

身近な区政

身近な区政

区民の声

各総合支所管理課管理係…………… P.24・25参照
区長室広聴担当…………… ☎3578-2050～2
FAX3578-2034

区政へのご意見・ご提案等をお寄せください。地域の課題は、各総合支所でお伺いします。

▶ 区長と区政を語る会

区政に関するあなたのご意見・ご提案を、直接、区長がお伺いします。

▶ 区政モニター・世論調査

区の調査活動にご協力ください。

▶ 陳情

区政に対するご意見・ご提案等を陳情書として提出する場合には、書類に陳情の主題、要旨、陳情者の住所・氏名・電話番号と提出年月日を書いて、区長宛てにお寄せください。

▶ 広聴はがき

各総合支所、各区民センター、各いきいきプラザ、港区スポーツセンター等の区立施設に置いてありますので、ご利用ください。

▶ 電話または来訪

各総合支所管理課管理係

芝地区 ☎3578-3191

麻布地区 ☎5114-8811

赤坂地区 ☎5413-7014

高輪地区 ☎5421-7124

芝浦港南地区 ☎6400-0011

区長室広聴担当 ☎3578-2050～2

区民の声センター ☎3578-2054

▶ 広聴ファックス

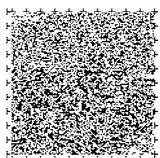
FAX3578-2034

24時間受け付けています。

▶ 広聴メール

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>

港区ホームページで受け付けています。



▶ 港区コールセンター「みなとコール」

☎5472-3710/FAX5777-8752

年中無休で午前8時から午後8時まで受け付けています。

広報

区長室広報係…………… ☎3578-2036
FAX3578-2034

▶ 広報紙「広報みなと」

区の事業・計画、催し物の情報等を掲載しています。

発行は毎月1日、21日の2回で、朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京新聞に折り込んでいます。

• 港区ホームページで「広報みなと」の情報がご覧になれます。「広報みなと」の発行に合わせて情報を提供しています。

新聞を購読していない人のために、各総合支所・台場分室、みなと保健所、各港区立図書館、各いきいきプラザ等、区の主な施設の窓口や区内の一部郵便局、公衆浴場、区内JR・都営地下鉄・東京メトロ・ゆりかもめ・東京モノレールの駅にも置いている他、希望する区民の皆さんに配達しています。

▶ 港区ホームページ

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>

区の事業・計画や区の施設に関する情報等を、日本語・英語・中国語・ハングル等の108言語で提供している他、広報番組をYouTubeで配信しています。



▶ 英字広報紙「ミナトマンズリー」

外国人向けに、区政・地域情報等を英字で掲載しています。発行は毎月1日、Japan Times、International New York Timesに折り込んでいます。

• 港区ホームページで「ミナトマンズリー」の情報がご覧になれます。「ミナトマンズリー」の発行に合わせて情報を提供しています。

区役所、各総合支所・台場分室、各港区立図書館、港区スポーツセンター等区の主要施設の窓口や区内の一部の郵便局・都営地下鉄・東京メトロ・ゆりかもめの駅にも置いている他、希望する外国人住民への自宅配送も行っています。

▶ 広報みなと(点字版・デージー版)

P.134参照

情報公開

各総合支所管理課管理係……………P.24・25参照
 総務課個人情報保護・情報公開担当…☎3578-2064
 FAX3578-2976

この制度は、区民の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の推進、区民の区政への参加の促進を図ることを目的に、区政に関する情報を公開する制度です。

区政運営にあたる全ての機関が管理している区政情報を、どなたでも公開請求することができます。

個人情報保護

総務課個人情報保護・情報公開担当…☎3578-2082
 FAX3578-2976

区は、区が保有する個人情報を適正に取り扱い、保護することで、区民等の基本的人権を守り、区民から信頼される区政の実現をめざしています。

区政運営にあたる全ての機関が保有する自分自身の個人情報（自己情報）について、区民は開示・訂正等の請求ができます。請求は、自己情報を保有する課で受け付けています。

また、区が保有する個人情報に関する一般的な相談に応じています。

区政資料室

総務課個人情報保護・情報公開担当…☎3578-2083
 FAX3578-2976

区役所3階の区政資料室では、次のことを行っています。

- 区政資料の閲覧・貸し出し・相談
- 区が発行している有償刊行物の販売

直接請求

選挙による代表民主主義制度を補うものとして、直接請求の制度があります。

直接請求とは、選挙権を有する人が一定数以上の連署をもって、(1)条例の制定・改廃、(2)事務の監査、(3)議会の解散、(4)議員・区長等の解職を請求することです。(1)と(2)は選挙権を有する者の50分の1、(3)と(4)は3分の1以上の連署が必要です。

▶ 問い合わせ

上記の(1)については、総務課文書係 ☎3578-2090

(2)については、監査事務局 ☎3578-2782

(3)・(4)については、選挙管理委員会事務局

☎3578-2766

住民監査請求

監査事務局……………☎3578-2782
 FAX3578-2774

住民は、公金の支出や契約の締結等で、長や職員等に違法や不当な行為があると認めるときは、監査委員に監査を請求することができます。監査の結果に不服があるときは、さらに裁判所に提訴すること（住民訴訟）ができます。

外部監査制度

企画課企画担当……………☎3578-2573
 FAX3578-2034

区は、効率的、効果的な事務執行および区政の公正性、透明性を確保するため、外部監査制度を導入しています。

外部監査は、区外部の弁護士・公認会計士・税理士等の独立性・専門性を有する人が実施します。

▶ 包括外部監査

外部監査人が自ら特定のテーマを決めて監査を実施し、監査報告書を監査委員が公表します。

▶ 個別外部監査

区民や議会、区長から監査の請求がある場合に行います。

